

## [事案 22-65] 入院給付金請求

・平成 23 年 2 月 18 日 裁定終了

### <事案の概要>

肩・肘関節炎及び腰痛により 100 日以上入院したが、一部の入院期間分しか入院給付金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 21 年 11 月～翌年 3 月上旬まで、右肩関節炎、右肘関節炎、腰痛症により 100 日以上入院した。そこで、医療特約に基づいて入院給付金を請求したところ、保険会社は 12 月 29 日までの入院日数分の入院給付金しか支払わず、それ以降の入院期間分の入院については、入院治療を必要とする状態ではなかったとして、入院給付金が支払われない。

しかし、以下の理由により納得出来ないため、12 月 30 日以降の自宅療養期間を除く入院期間 66 日分の入院について、入院給付金を支払って欲しい。

- (1) 相手方会社は、自宅での治療が困難であった状況がなかったとして、入院給付金を支払わないが、申立人が入院したのは医師の判断に基づくものである。
- (2) 入院中の外出には正当な理由があり、外泊は、病院が休診となるため、院長の指示のものと、全ての入院患者が自宅療養を余儀なくされたためである。
- (3) 他社は、全期間の入院給付金が支払われた。

### <保険会社の主張>

下記理由により、申立人の入院期間のうち不支払期間（66 日分）の入院については、約款上、入院給付金の対象となる入院とは認められず、申立人の要求に応ずることは出来ない。

- (1) 本件傷病の一般的な療法としては、いずれも外来による通院治療で足り、また、実際に本件入院にて採られた療法についても同様である。
- (2) 申立人の容態として、右肩関節炎、右肘関節炎については当初から入院治療の必要性は認められない。また、腰痛症についても、本件入院中、年末年始には 5 連泊にまでおよび、その後、外泊・外出を頻繁に繰り返していることからすれば、遅くとも 5 連泊を開始した平成 21 年 12 月 30 日の時点では、入院治療を必要とする容態にはなかったことが明らかである。

### <裁定の概要>

本件においては、支払対象外と判断された申立人の入院が、約款上の「入院」にあたるかが問題となるが、その判断にあたっては、主治医の診断のみならず、入院時の医学水準・医療的常識に照らして、客観的、合理的に必要な入院に限られると解するべきであるとするのが、判例・通説である。

そこで、裁定審査会では、申立人および保険会社提出の書類等に基づき、支払対象外と判断された申立人の入院期間にかかる入院について、客観的、合理的な入院の必要性・相当性があったか否かについて審理した結果、下記 (1) の事実にもとづき入院の必要性・相

当性につき、(2) のとおり判断できることから、平成 21 年 12 月 30 日以降の入院について、入院給付金の支払いを拒絶した相手方会社の対応は、不適切であるとは言えない。

よって、申立人の申立内容を認めることはできず、生命保険相談所規程第 44 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 診療録、診断書、担当医師の回答書等による申立人の入院中の状況

- ①担当医師は、入院加療を指示された理由の問いに回答しておらず、申立人から入院希望があった旨の回答をしている。
- ②初診時の歩行状態については、「自力歩行は困難 つかまり歩行 歩行器使用」との記載がある。
- ③肩・肘関節炎及び腰痛に関する治療内容は、いずれも運動療法と理学療法である。
- ④入院期間中、申立人は、外泊 10 日間、外出 10 日間している。最初の外泊は、入院してから 6 日目である。平成 21 年 12 月 30 日～平成 22 年 1 月 3 日までは、5 日間連続して外泊している。

(2) 上記事実を踏まえた、申立人の入院についての必要性、相当性についての判断

- ①申立人の「右肩関節炎、右肘関節炎」は、骨折や神経損傷等の器質的異常所見は見られず、手術の必要な状態でもなく、そもそも入院治療の必要性がなかった事案であり、実際に行なわれている治療も、入院して行なわなければならないものとは考えられない。
- ②申立人の「腰痛症」は、入院時「腰痛のため歩行障害あり自力歩行は困難、つかまり歩行、よって歩行器使用」との状況で、申立人の希望もあり、腰痛により自力歩行が困難であるということで、入院治療が行われたものである。
- ③また、腰痛については、入院中、画像検査や神経学的検査などの他覚的検査が行なわれておらず、捻挫や挫傷等による軟部組織の損傷も見られないことから、長期の入院が必要な状態ではなく、自力歩行が可能な状態にまで改善すれば、入院治療の継続の必要性はないと考えられる。
- ④平成 21 年 12 月 30 日から 5 日間は、申立人が外泊し、治療が中断されていたが、カルテの記載内容によっても、この時点で自力歩行が困難な状態が継続していたことを窺わせる記載はなく、歩行障害の原因となる神経症状や運動障害の存在も窺えないことから、遅くとも同年 12 月 30 日には、「自宅等での治療が困難なため、常に医師の管理下において治療に専念する必要性」は認められないと考えられる。